

令和8年度 文京区職員再採用選考（カムバック採用）募集案内

令和8年6月1日
文 京 区

この採用選考は、文京区職員再採用選考（カムバック採用）の採用予定者を決定するために実施します。

再採用選考（カムバック採用）は、職員として一定期間の勤務実績があり、育児や介護、転職等で退職した人材を選考の上、再採用し、退職後に培った知識や経験等を活かして、区政で再度活躍していただくことを目的として実施するものです。
--

1 採用職種、職層、採用予定数等

(1) 職種

区 分	職 種
事 務 系	事務（一般事務）
福 祉 系	福祉（福祉、保育士、児童指導）、心理
一 般 技 術 系	土木造園（土木技術、造園技術）、建築、機械、電気
医 療 技 術 系	栄養士、保健師、看護師

※ 退職時と同一の職種で採用します。

(2) 職層

全職層（係員、主任、係長級、課長補佐、課長級、部長級）

※ 原則、退職時と同一の職層とします。なお、本人意向等を踏まえ、下位の職層で採用する場合があります。

(3) 採用予定数

若干名

(4) 主な勤務場所

文京シビックセンター内各課、福祉事務所、区内出先機関 等

※ 屋内全面禁煙です（文京シビックセンター敷地内屋外に喫煙所があります。）。

2 受験資格

(1) 次の要件全てを満たす方

① 平成30年4月1日以降に文京区を退職した方

② 文京区での在職期間が1年以上ある方

※ 在職期間から除算する期間

- ・ 特別職、会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付職員であった期間
- ・ 停職期間
- ・ 人事交流者については、他の特別区及び一部事務組合における職員期間

③ 令和8年度末（令和9年3月31日時点）において62歳未満の方

※ 課長及び部長の職に採用する場合は、60歳未満の方

④ 日本国籍を有している方

※ 一部の職種については国籍要件が異なります。詳細は問い合わせ先にご確認ください。

(2) 次のいずれかに該当する場合は受験できません

- ① 受験する職種が資格又は免許を必要とする場合、該当する資格又は免許を有していない方
- ② 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）で選考を受けることができないとされる方

（参考）地方公務員法

第 16 条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験できません。

3 採用予定日

令和 9 年 4 月 1 日

※ 欠員状況や本人の意向等を踏まえ、採用予定日より前に採用することがあります。

4 選考方法

原則として、各月 1 日から末日までの受験申込分について、翌月以降に選考を開始します。応募から採用内定までには 3 か月程度を見込んでください。

なお、本選考への申込みは、一会計年度につき 1 回に限ります。

(1) 第 1 次選考

① 選考方法

書類審査（在職時の人事評価を含む。）

② 結果発表

可否にかかわらず、受験者全員にメールにて通知します。

(2) 第 2 次選考

① 選考方法


面接（実施日や会場については第 1 次選考合格者に別途お知らせします。）

② 結果発表

可否にかかわらず、受験者全員にメールにて通知します。

5 申込手続

電子申請サービス「LoGo フォーム」に必要事項を入力の上、お申し込みください。

申込方法	下記のQRコードを読み取り、画面の指示に従って全ての必要項目を正しく入力して、申込受付期間中に申請してください。  https://logoform.jp/form/6KSu/1579104 からもアクセスできます。
申込期間	令和8年6月1日から11月30日まで【期間内受信有効】

※ 申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申込みを受け付けた旨のメール（申請到達）が送信されますので、メールが届かない場合は、申込期間中に必ず問い合わせ先までご連絡ください。

なお、システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止又は通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

6 勤務条件

(1) 勤務日・勤務時間

原則として、勤務日は月曜日から金曜日まで。勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで（週38時間45分）。ただし、勤務場所により変則勤務となる場合があります。

(2) 給与

給料月額は、退職時の級号給を基礎とし、退職後の勤務経歴に応じた加算を行います。このほか、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(3) 休暇

採用時期に応じた年次有給休暇の日数（最大20日）が付与されるほか、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇等が設けられています。

(4) 昇任

昇任選考又は昇任能力実証の受験資格における在職期間の判定に当たっては、原則として、かつて文京区職員であった際の職層及び在職期間を全期間通算します。ただし、採用初年度及び条件付採用期間は、昇任選考又は昇任能力実証を受験することができません。

7 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理しています。文京区では、提出された書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には、適切に廃棄しています。

8 問い合わせ先

〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21

文京区役所総務部職員課人事係（文京シビックセンター17階）

TEL 03-5803-1144（直通）



【交通】

- ◆東京メトロ 丸ノ内線・南北線
「後楽園」駅
5番出口直結・3番出口徒歩1分
- ◆都営地下鉄 三田線・大江戸線
「春日」駅
文京シビックセンター連絡口直結
- ◆JR 総武線
「水道橋」駅 徒歩9分

9 こどもに対する性暴力等への対応について

福祉（保育士）の採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後に「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、内定後であっても採用しない場合があります。

また、福祉（保育士）を含む一部の職種については、こどもに接する業務へ従事するに当たり、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、こどもに接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。なお、採用までの過程で、特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。